

伊勢国お庭街道バスツアー 中勢編

～伊奈富神社・専修寺・旧長谷川治郎兵衛家～

旅行出発日 **2025年11月22日(土)、25日(火)** 旅行代金 **18,800円** (大人おひとり様)

■最少催行人数/20名 ■食事/昼1回 ■添乗員/同行します ■利用バス会社/名古屋滋賀交通

スケジュール	◆入場観光	食事
名古屋駅西口 8:30 集合	◆伊奈富神社	☑
いのう	◆専修寺	☑
せんじゅじ	高田会館にて昼食	☑
◆旧長谷川治郎兵衛家	名古屋駅西口 17:30 頃	

三重県を代表する日本庭園がコラボした「伊勢国お庭街道」バスツアーです。まず日本人の食の源ともいえる稲の豊穡を守護される神様をお祀りし、二千年以上の古い歴史がある伊奈富神社（鈴鹿市）を訪ねます。続いて通常非公開の三重県指定名勝「雲幽園」のある専修寺（津市）と、江戸時代、松阪屈指の豪商であった旧長谷川治郎兵衛家（松阪市）を巡ります。

～各見学地では、庭園を管理している視点から管理者がお話し致します～

①伊奈富神社 (七島池)



伊奈富神社庭園、通称「七島池(ななしまいけ)」は、その北側に広がる「稲生の躑躅山(つづじやま)」とともに三重県の名所に指定され、少なくとも500年前から残る神苑の景観を、当時の姿そのままに現在も楽しむことができる原初的庭園。

②真宗高田派本山 専修寺 (雲幽園:三重県名勝及び史跡)



国宝である如来堂と御影堂の背後にある庭園とお茶席です。庭園は「雲幽園」といい、ほとんど石組みを作らず、自然の美をそのままに生かし、池を主体としています。茶席は江戸時代初期の名席と言われています。
※お庭(雲幽園)は、雨天時ないし前日の雨などで地面に水たまりが残っている場合は、入園不可です。池越しに眺めていただき、代わりに国宝の御影堂をご案内します。

③旧長谷川治郎兵衛家 (国重要文化財県指定史跡及び名勝)



数多く輩出された江戸だんな持ち商人の中でも早い段階で成功を収めた松阪を代表する豪商の一つ。江戸時代からの中庭や明治時代の回遊式の日本庭園と座敷・茶室などがあり、四季折々の風情を楽しむことができます。

ご旅行条件(要約) ※詳しい旅行条件を説明した書面をお渡ししますので、事前にご確認の上、お申込み下さい。

この旅行は中日ツアーズ「中日企業株式会社」(以下、当社といいます)が旅行企画・実施するものであり、旅行に参加されるお客様は、当社と募集型企画旅行契約(以下、旅行契約といいます)を締結することになります。旅行契約の内容・条件は、パンフレット、別途お渡しする旅行条件書、出発前にお渡しする確定書面(最終旅行日程表)及び当社旅行契約募集型企画旅行の部によりします。

●申込みの方法と契約の時期

(1)旅行のお申込みは所定の申込書にご記入の上、申込金を添えてお申込み下さい。当社が契約の締結を承諾し、申込金を受理したときに契約が成立します。電話、郵便、FAX等により予約いただいた場合は、当社が予約を承諾する旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に申込み手続きをお願い致します。

(2)申込金は「旅行代金」または「取消料」「違約料」の一部または全部として取り扱います。

(3)団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から旅行申込みがあった場合、契約の締結及び解除に関する一切の代表権を契約責任者が有しているとみなします。

●旅行代金のお支払い

(1)申込みの際、お一人様につき以下の申込金をお支払いいただきます。

30,000円未満	5,000円以上旅行代金まで
30,000円以上60,000円未満	10,000円以上旅行代金まで
60,000円以上	20,000円以上旅行代金まで

(2)残金は旅行開始日の前日からさかのぼって21日前にあたる日より前にお支払い下さい。

●旅行代金に含まれるもの

(1)旅行日程表に明示された交通費、宿泊費、食費、観光料金及び消費税等諸税。

(2)添乗員が同行するコースでは、添乗員経費、団体行動中に必要な心付けを含みます。

(3)上記の諸費用は、お客様の二部会により一部利用されなくとも原則として払い戻しは致しません。

●取消料

(1)お客様はいつでも次の取消料をお支払いいただくことにより旅行契約を解除することができます。

個人情報の取り扱いについて
個人情報の取り扱いについては、別途お渡しする「ご旅行条件書」でご確認下さい。

●お問い合わせ・お申し込みは下記の代理店をご利用下さい
観光庁長官登録旅行業第636号

中日ツアーズ
(中日企業株式会社)
☎052-231-0800

営業時間 平日10:30~16:30 (休業日:土曜日、日曜日、祝日)

〒460-0001 名古屋市中区三の丸一丁目5番2号(中日新聞社北館1階)
総合旅行業務取扱管理者 櫻井大祐

●特別補償
お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な事故によって身体または手荷物の上に被った一定の損害について、あらかじめ定める額の補償金及び見舞金を支払います。

●旅程補償
当社は当パンフレットに記載した契約内容のうち、当社旅行契約(募集型企画旅行の部第29条別表左欄)に掲げる重要な変更が生じた場合は同条に定めるところによる変更補償金をお支払い致します。

●基準日
この旅行代金は2025年7月1日現在の運賃・料金を基準としております。

※お客様の個人情報について、お客様の個人情報(氏名、性別、年齢、住所、電話番号)はツアーの運営上必要とされる場合と旅行商品の宣伝行為のみに利用させていただきます。
なお、ツアー運営上必要とされる場合は、中日文化センターに対して上記の個人情報を提出することがございます。以上をご承諾の上お申し込みください。